

あらゆる垣根をこえて、 あたたかい心で交わり合うことのできる 新居浜市をめざします

新居浜市人権施策基本方針を改訂しました

この基本方針は、「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、めざす社会の実現に向け、本市とすべての市民が連携・協働して人権に関する施策をより一層、総合的に推進し、人権の世紀にふさわしい社会を築こうとするものです。

さまざまな文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれの主体性を保ちながら、つながり、また、あらゆる垣根をこえて、すべての人々が自ら積極的に考え、あたたかい心で交わり合い、来てよかった新居浜市、住んでよかった新居浜市の実現をめざすことを基本理念とします。

人権施策の推進方針

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
学校、地域社会、家庭、職場、企業など市民参加型の効果的な啓発活動の推進
- 人権教育に取り組む指導者の育成
地域の中で主体的に人権教育を推進する指導者の育成や人権教育を効果的に推進するための専門的な指導者の育成
- 人権相談体制の充実及び人権救済体制の早期確立
複雑・多様化するさまざまな人権侵害による被害者の救済を図るため、気軽に相談できる窓口の設置と関係機関との連携体制の強化及び、人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受けている人への支援を目的とした人権救済制度の確立

施策の基本方向

部落差別

(ア) 部落差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域社会が連携して教育上の総合的な取組を推進するため、講演会、研修会等の開催、関係団体との連携により、効果的な取組を推進します。併せて、指導者の確保と育成に努めます。

(イ) 活動拠点施設への支援

隣保館、教育集会所、公民館などが、部落差別の解消に向けた活動の拠点施設として、人権教育・啓発活動の推進や福祉の向上並びに地域住民の交流活動が促進されるよう支援します。

(ウ) 差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には、速やかに適切な対応を行います。

(エ) 差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

子ども

(ア) 児童の権利に関する条約に基づく施策の推進

子どもの人権を尊重し、条約の趣旨や内容を周知し、その精神を生かした人権尊重の教育の施策の推進を図り、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に努めます。

(イ) 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭への自立支援、障がい児施策の充実、外国人児童・生徒に関する施策を推進します。

高齢者

(ア) 啓発の推進

高齢者に関わる各種の制度やサービスに関する市民の理解を深めるとともに、寝たきりや認知症、高齢者虐待などの課題を正しく理解できるよう啓発を推進します。

(イ) 高齢者の権利擁護と自立支援

高齢者に対する総合的な相談、支援体制の充実を図るなど、一人一人の高齢者が、それぞれの能力に応じて健康で明るく自立した生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた多様なサービスの提供に努めます。

(ウ) 制度の活用

成年後見人の受け皿不足解消と成年後見制度の普及啓発を図り、必要な経費の助成の支援を行います。

障がい者

(ア) 障がい者の権利擁護とノーマライゼーションの社会の実現

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支えあう社会を実現するため、啓発の推進や教育の充実、保健、医療などの適切な提供に努めます。

また、障がい者を虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送れるように支援するとともに、見えざる社会的障壁としての差別の解消にむけて、ガイドライン等に沿って施策を推進します。

(イ) 障害福祉サービスの充実

誰でも、何処でも、平等、公平の考え方のもと、「新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例」に基づき、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを進めるとともに、自立支援のために必要な施策を充実します。

(ウ) 働く場の提供

社会参加、経済的自立を促進するために、雇用の場の拡大、就労機会の提供、就労継続支援など、総合的な施策を推進します。



女性

(ア) 一人一人の人権を尊重する社会づくり

あらゆる暴力の根絶に向けて取り組み、被害者支援の充実、関係機関との連携強化を図ります。

人権への配慮を欠いた表現の見直しや啓発など、一人一人の人権が尊重される社会の形成を推進します。

(イ) 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の視点に立って、現行の社会制度や慣行の見直し、固定的性別役割分担意識の改革に努めます。

また、保育・教育現場や家庭・地域における男女共同参画に関する学習活動を推進します。

(ウ) 一人一人の能力が発揮できるまちづくり

政策、方針決定過程への女性の参画を拡大するため、市の率先した取組はもちろんのこと、企業や各種団体等に対して協力要請を行い、社会全体で男女共同参画の機運の醸成を図ります。また、各分野で活躍する女性の支援に努めます。

(エ) とともに働きやすい環境づくり

職場・家庭・地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女均等な雇用環境の整備や職業生活における女性の活躍の推進など、とともに働きやすい環境づくりに努めます。

(オ) 男女共同参画の家庭・地域づくり

地域活動・市民活動への参加促進や地域活動を支える女性リーダーの育成、男女共同参画の視点に立った地域防災づくりへの取組を推進します。

(カ) いきいき暮らせる社会づくり

生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるために、また、全ての人々が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るために、だれもがいきいき暮らせる社会づくりの推進に努めます。

新型コロナウイルス感染者、HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族

(ア) 感染者・回復者の名誉回復と偏見・差別解消のための教育・啓発の推進

さまざまな感染症に対する偏見や差別意識を解消するとともに、患者や回復者及びその家族の名誉を回復するため、正しい知識を習得することができるよう、教育・啓発を行います。

(イ) 感染症回復者との交流促進

感染症の回復者がおかれている状況を正しく理解することができる様に、回復者との交流する場等を持つことで、社会全体で回復者を支えるとともに回復者の気持ちに寄り添った啓発活動を行います。

その他の人権

外国人

刑を終えて出所した人

性的指向・性自認

犯罪被害者

インターネット等による人権侵害

北朝鮮による日本人拉致

など

従来の人権問題に加えて、社会の変化に伴い、新たな人権問題が発生しています。今後もそれぞれの状況に応じた施策の推進や人権擁護の推進を図ります。

推進体制の充実

- 市に推進体制として「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を設置し、人権施策を推進
- 国、県及び他市町との連携
- 市民、企業、関係団体などとの協働

新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう！

SNSを中心として、感染者やその家族、医療従事者等に対する心ない発言や差別的な書き込みが広がっており、感染された方々を特定しようとする情報も飛び交っています。

市民の皆さんにおかれましては、感染者やそのご家族などに接触された関係者の方々に対して、不当な扱い、いやがらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷をしないでください。

新型コロナウイルス感染症に関しては、正しい知識や情報を入手して、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

